

傍 聴 券 (会議名) 堺市同和行政協議会 年 月 日 限り有効 ◎傍聴者は、右の「傍聴者の遵守事項」を承諾のうえ係員の指示により入場してください。 ◎以下の方は入場できません。 (1) 会議を妨害し、又は他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 前2号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるおそれがある者 ◎<u>退場の際は、本券を係員にお返しく下さい。</u> ◎入場後は、静かに傍聴してください。 No. _____	傍聴者の遵守事項 ◎傍聴席では静粛にし、次に掲げる事項を遵守してください。 (1) 会長及び係員の指示に従うこと。 (2) 委員その他協議会の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。 (3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。 (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。 (5) 許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。 (6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 ◎規定に違反した場合や会議が非公開になった場合は、退場していただきます。 ◎その他、堺市同和行政協議会の傍聴に関する要綱を守り、係員の指示に従ってください。
--	---